

橋渡し研究戦略的推進プログラムにおけるシーズ A への応募について

橋渡し研究戦略的推進プログラム（以下、本プログラム）では、シーズ A、シーズ B、シーズ C とステップを設けて基礎研究段階から非臨床試験、臨床試験と研究開発の進展に合わせた研究費の支援を行っています。シーズ A においては、関連特許出願を目指す基礎研究の課題を対象として、橋渡し研究支援拠点（以下、拠点）にて公募・選考を行った後、選定したシーズを育成・支援しています。

本プログラムは、拠点を活用した研究支援の第 3 期目であり、近年は拠点外シーズの育成支援を強化して実施しています。そのため、拠点の認知度の上昇と応募可能な対象シーズの拡大に伴って、シーズ A への応募数が大幅に増加し、複数の拠点への応募（いわゆる、重複応募）も増加しています。

この応募数の増加や重複応募への対応による各拠点の負担の軽減について、令和 2 年 5 月 22 日に橋渡し研究支援拠点の「拠点間ネットワーク実務者ワーキンググループ」において意見聴取を行い、PS、PO とも検討を重ねてきました。その結果、シーズ A の公募に際しては、下記のように対応することといたしましたので、応募する研究者の方々におかれましては、拠点の応募要領等に記載がある「応募に関する留意事項等」を遵守して、橋渡し研究支援拠点のシーズ A 公募へ申請くださいますようお願いいたします。

【シーズ A 応募における留意事項】

- ・研究内容が実質的に同一とみなされる課題の複数拠点への応募は、原則として不可とします。
- ・極めて類似性の高い別課題（同一研究より派生した別シーズの研究等）を他拠点へ応募する場合には、研究者は必ず両方の拠点へ申告してください。
- ・AMED では、全拠点から応募課題一覧を提出して頂き、応募状況についてチェックをします。
- ・研究内容が実質的に同一とみなされる、または極めて類似性が高いと当プログラムの PS・PO および AMED 事務局が判断した課題については、応募された拠点に情報を提供します。その場合、拠点の判断により採択取り消しとなる可能性がありますのでご注意ください。

なお、AMED では「研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」に努めています。次ページに公募要領の該当箇所を抜粋しておりますのでご確認ください。

AMED 公募要領（抜粋）

（５） 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除

（a） 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的資金制度に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（b） 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、本項では、これらを「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間*に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これに準ずる場合

※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（％）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間と

は、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(c) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d) 他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況

提案書類に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究開発課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

以上